

5 回目 周南市入札監視委員会 議事概要

日 時：平成31年2月25日（月）

13：30～16：45

場 所：周南市役所5階 委員会室1

【議事概要】

1 違算後の不適切な事務処理についてのコンプライアンス審査会による審査結果の報告とこれに対する意見

【事務局】 人事課長より掲題の報告があり、委員からの質疑応答を行った。

【委員】 大意としては手続き上の不備があったということか。

【事務局】 違算が発覚したのちの手続きとして、不適切な予算執行がなされたものである。

【委員】 このようなことを2度と起こさないため、どのような対策を講じる予定か。

【事務局】 全職員に対するコンプライアンス研修の継続実施と、入札制度のマニュアル周知を今後徹底していく。

2 答申案及び報告書についての説明とこれに対する意見

答申案ならびに報告書案は、事前に委員一人一人に提示され、これに対する意見を踏まえ修正されたものとなっていたため、審議の中で確認し、字句の訂正・修正を行った。最終的な答申ならびに報告書の確認については、委員長に一任した。

3 議事概要書のまとめ方について

審議途中の議事概要については公開を控えていたが、答申に合わせて以下のことを確認し、公開することを、委員会として合意した。

(1) 答申後に、全ての議事概要書を公開する。

(2) 議事概要のまとめ方として、委員ごとの1問1答のかたちにはこだわらず、同様な意見はまとめることとし、これに対して事務局が回答・説明した経緯がわかるように工夫する。

4 入札監視委員会の今後の対応についての意見

【委員】 入札監視委員会の役割では、入札・契約手続きに関する不正を見抜くことは難しい。

【委員】 通常の入札監視委員会の役割について再度確認したい。

【事務局】 不正が無いことが前提にあり不正を見抜くものではない。入札参加資格の選定や指名業者の選定理由、随意契約に至る経緯等の手続きのプロセスについて審議していただくものである。

【委員】 違算の件は、入札監視委員会には何の報告もなかった。委員には守秘義務があるので、報告すべきではなかったか。また、違算発覚後の手続きの不備こそ、この委員会で議論し、適切な手続きに見直していくものではなかったのか。

【委員】 半期に一度、入札執行プロセスの監視として抽出し、審議してきた約10件の調査については、抽出方法を再検討する必要がある。

【委員】 入札監視委員会の機能や役割は、次年度の委員会の中で考えていくべきである。

【事務局】 入札監視委員会の機能や役割、審議案件の抽出方法等は、今回の意見も踏まえ事務局でも考えていきたい。

以上